

市第54号議案

横浜市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正

横浜市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成21年11月27日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

横浜市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年12月横浜市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第17条中「、第46条及び第46条の2（船員である職員に関する部分に限る。）」を「及び第46条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害について、補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）附則第39条の規定による保険給付であって、横浜

市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定による補償に相当するものを受ける場合には、当該者には同条例の規定による補償は行わない。

### 提 案 理 由

地方公務員災害補償法の一部改正に伴い、補償の対象となる職員の範囲に船員である非常勤の職員を追加するため、横浜市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する必要があるので提案する。

**参 考**

横浜市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に  
関する条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現 行）

（職員）

第2条 この条例で「職員」とは、議会の議員、執行機関たる委員会の委員、非常勤の監査委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、非常勤の調査員及び嘱託員その他の非常勤の職員〔地方公務員災害補償法施行令（昭和42年政令第274号）第1条に規定する職員を除く。〕で次の各号に掲げる者以外の者をいう。

（第1号省略）

---

(2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）に基づく船員保険の被保険者

(2) （本文省略）

(3) （本文省略）

（この条例に定めがない事項）

第17条 この章に定めるもののほか、補償に関し必要な事項については、法第3章（第24条、第25条、第45条及び第46条、第46条及び第46条の2（船員である職員に関する部分に限る。）を除く。）の規定の例による。